

第 1 部

本県の男女共同参画の推進状況

本県では、平成13年度に石川県男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会を実現するための基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定めた。また、男女共同参画計画として「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定し（平成18年度に改定）、平成22年度には社会情勢の変化や従来 of 取組の成果・課題を踏まえて、新たに「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定した。

平成23年度以降はこの新プランに基づき、女性の社会参画の促進、若者や男性の男女共同参画意識の啓発、配偶者等からの暴力（DV）対策など、様々な方面から積極的に取り組んでいる。平成24年度には、企業における取組の実践を促すために「いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度」を創設し、また、平成25年度からは、「いしかわパープルリボンキャンペーン」等を実施し、DVの根絶に向けた取組を進めている。さらに今年度においては、女性が輝く社会の実現に向けた気運の醸成を図るための地域版「輝く女性応援会議」を本県において開催するなど、男女共同参画への理解を深めるための様々な取組を進めているところである。

なお、県ではこれまで、市町や公益財団法人いしかわ女性基金、男女共同参画推進員等と連携しながら、職場、学校、地域、家庭に対して様々な啓発事業等を行ってきた。また、男女共同参画の推進にあたり、住民にとって最も身近な行政機関である市町の取組が極めて重要となることから、男女共同参画計画の策定や条例の制定に向けた支援及び情報提供を行い、平成23年3月末までに全市町において計画・条例の整備が完了した。

1 石川県男女共同参画推進条例（平成13年10月12日公布・施行）の概要

男女共同参画社会を実現するためには、県民一体となって取り組むことが重要であることから、基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を定めた条例を制定した。

基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣行についての配慮
- ③ 施策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥ 国際社会の動向の勘案

責 務

県

- ・男女共同参画推進施策の総合的な策定・実施
- ・国、市町、県民、事業者と連携した取組の実施

県 民

- ・職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
- ・県が実施する施策への協力

事 業 者

- ・男女共同参画に沿った事業活動の推進
- ・職業生活と家庭生活等が両立できる職場環境の整備
- ・県が実施する施策への協力

施策の基本となる事項

- ・男女共同参画計画の策定
- ・県民及び事業者の理解促進
- ・男女共同参画推進員の設置
- ・調査研究の実施
- ・事業者からの報告徴収
- ・男女共同参画苦情処理機関の設置
- ・市町への情報提供等の支援
- ・年次報告の作成、公表
- ・推進体制の整備
- ・男女共同参画審議会の設置

男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会

2 「いしかわ男女共同参画プラン2011」(平成23年3月30日策定)の概要

暮らしやすさが実感できる石川県を築くためには、男性も女性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を形成することが重要である。

このため、男女共同参画社会基本法に基づく本県の男女共同参画計画を平成13年3月に「いしかわ男女共同参画プラン2001」として策定、平成19年3月「いしかわ男女共同参画プラン」として改定し、平成22年度に計画期間の最終年度を迎えたことから、社会情勢の変化やこれまでの取組の成果と課題の検証を踏まえ、新たなプランを「いしかわ男女共同参画プラン2011」として平成23年3月に策定した。

基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣行についての配慮
- ③ 施策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥ 国際社会の動向の勘案

基本的視点

- ① 男女共同参画の理解促進
- ② 女性が社会のあらゆる分野の意思決定過程に参画し自立的な力をもつこと（女性のエンパワーメント）の促進
- ③ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進
- ④ 人権が尊重される社会の形成

基本目標

- I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- II 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大
- III 職場・家庭・地域において男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現
- IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成
- V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

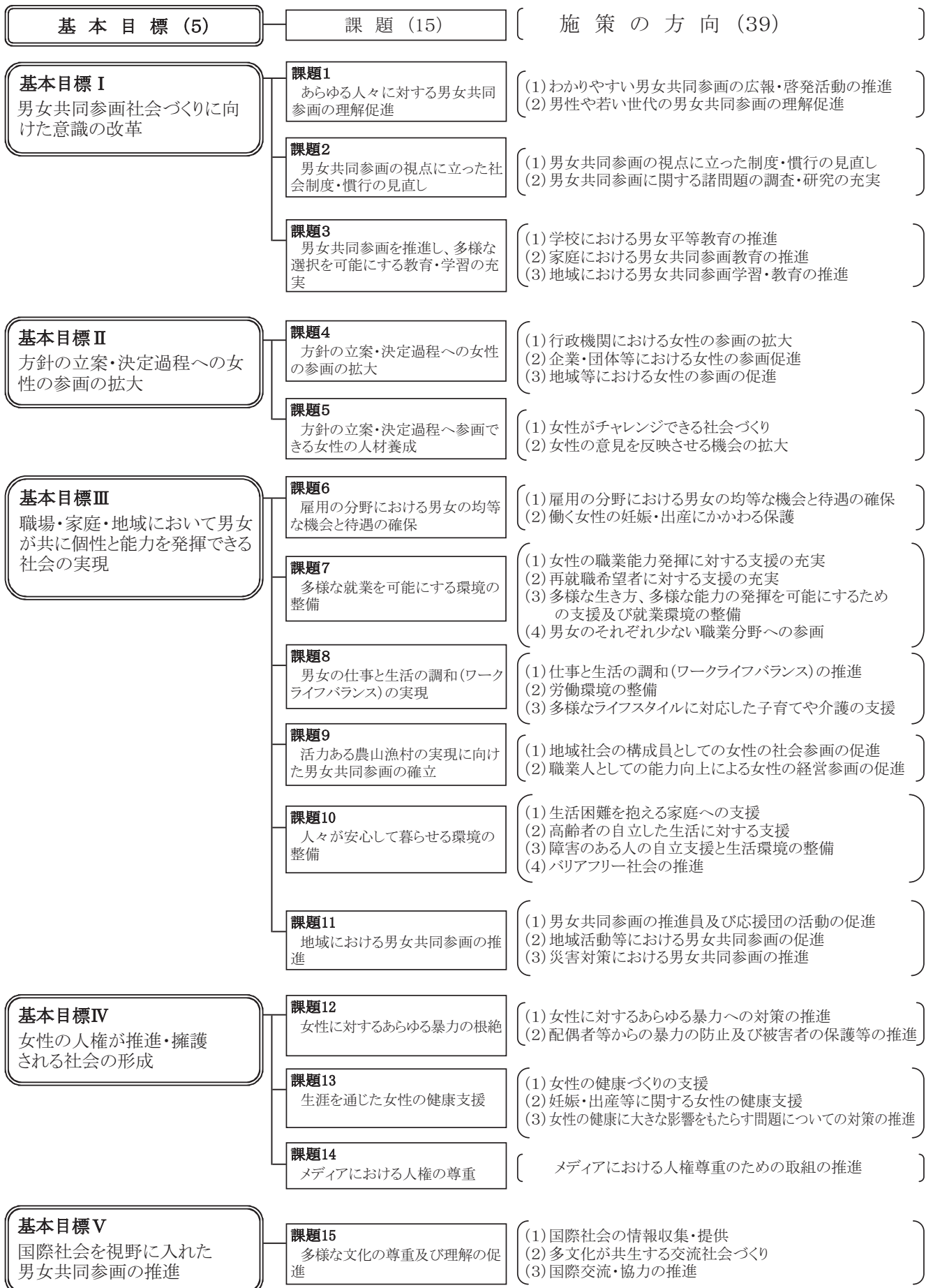
プランの期間

平成23年度から平成32年度まで

数値目標

基本目標	項 目	数値(目標年度)	現状(年度)	備 考
I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度	100% (H27)	34.8% (H22)	
	「男女共同参画社会」という用語の周知度	100% (H27)	67.5% (H22)	
II 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	県の審議会等における女性委員の割合	50% (H32)	32.4% (H26)	現状は6/1現在
	自治会長に占める女性の割合	10% (H27)	2.5% (H26)	現状は4/1現在
III 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を發揮できる社会の実現	一般事業主行動計画策定企業(従業員50~99人)	100% (H26)	93.3% (H26・12月)	
	ワークライフバランスの認知度	60% (H25)	51.4% (H25)	いしかわエンゼルプラン2010の目標値
	男性の育児休業取得率	10% (H29)	0.6% (H25)	
	県職員の男性の育児休業及び育児参加休暇の取得率	70% (H26)	27.9% (H25)	石川県特定事業主行動計画の目標値
	マイ保育園登録制度	全市町 (H26)	18市町 (H25)	
	地域子育て支援拠点	118箇所 (H26)	106箇所 (H25)	
	ファミリー・サポート・センター	全市町 (H26)	全市町 (H25)	いしかわエンゼルプラン2010の目標値
	休日保育	46箇所 (H26)	48箇所 (H25)	
	病児・病後児保育(病児・病後児対応型)	38箇所 (H26)	36箇所 (H25)	
	放課後児童クラブ	265クラブ (H26)	267クラブ (H26)	
	農山漁村における女性起業家数	191経営体 (H27)	138経営体 (H26)	
	家族経営協定締結数	278戸 (H27)	241件 (H26)	
	女性認定農業者数	127経営体 (H27)	81経営体 (H26)	男女共同参画i&i(あいあい)プランの目標項目
	JA女性理事数	各JAで2人以上 (H27)	34人 (H26)	
	女性農業委員の割合	10% (H27)	7.1% (H26)	
	高齢者人口10万人当たりの訪問介護及び通所介護の事業所数	200箇所 (H27)	214箇所 (H25)	石川県新長期構想の目標値 現状は10/1現在
	特別養護老人ホームの定員	7023床 (H26)	7,034床 (H26)	
	介護老人保健施設の定員	4,196床 (H26)	4,234床 (H26)	石川県長寿社会プラン2012の目標値
	認知症高齢者グループホームの定員	2,911床 (H26)	2,923床 (H26)	
	IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成	「女性相談支援センター」の周知度	100% (H27)	29.0% (H22)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画の策定市町の割合		100% (H27)	15.8% (H26)	

「いしかわ男女共同参画プラン2011」の体系図（基本目標・課題・施策の方向）



3 配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画（平成17年10月21日策定）の概要

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にある。また、配偶者からの暴力の被害者は、女性の場合が多く、経済的自立が困難な女性に対して暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっている。

このため、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を勘案し、配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本的な取組の方向と具体的施策を示す計画を策定した。

基本理念（目指す社会）

男女の人権が尊重され、配偶者からの暴力におびえることなく安心して暮らせることのできる社会の実現は、県民の願いであり、暴力を受けた場合でも、被害者が適切な保護や支援を受けることができ、自立して暮らしていける社会であることが必要です。

この基本計画では、関係機関、関係団体、県民と協力して「配偶者からの暴力のない社会」の実現を目指します。

基本的視点

- ① 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- ② 被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること。
- ③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の適切な保護は国及び地方公共団体の責務であること。

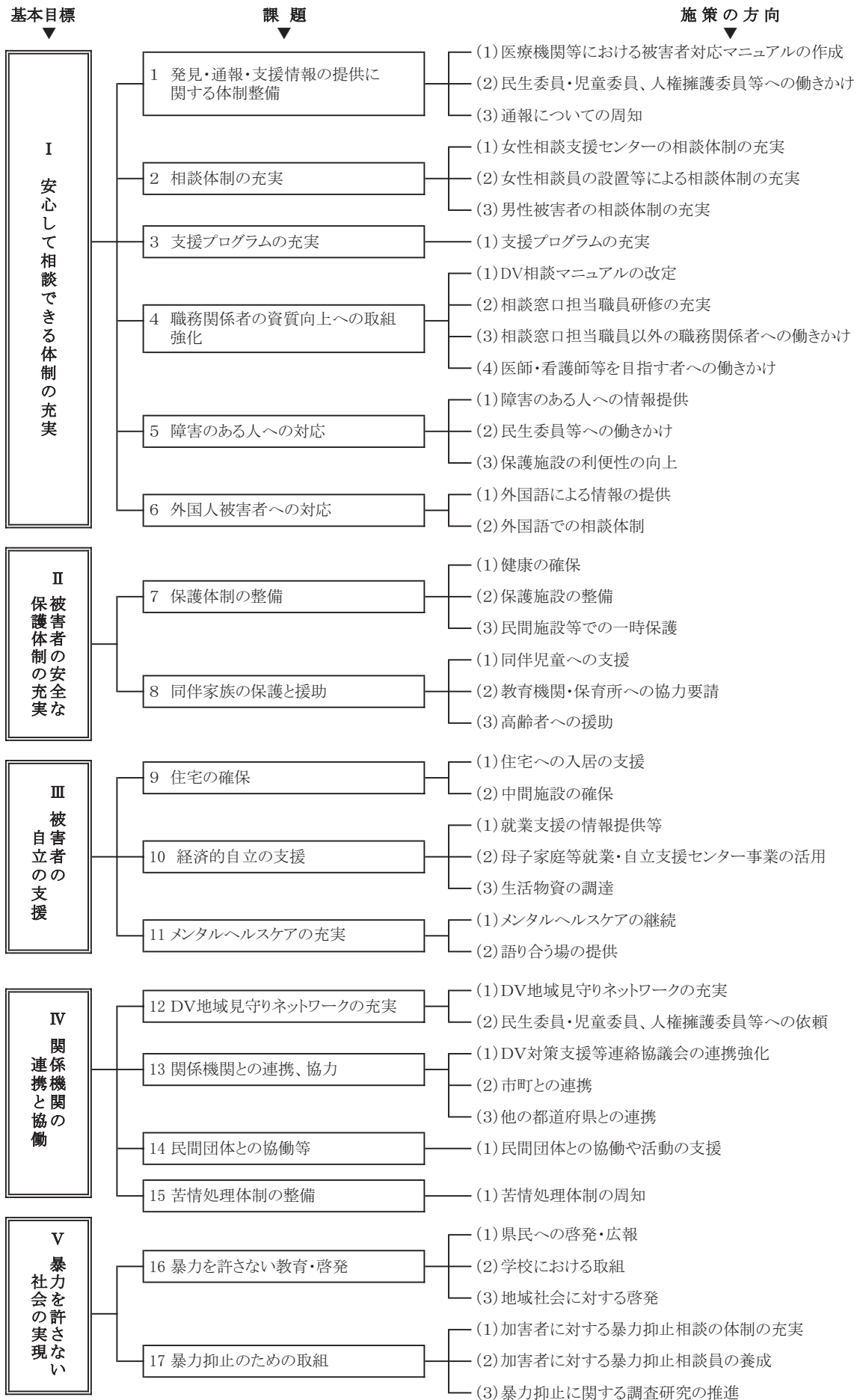
基本目標

- I 安心して相談できる体制の充実
- II 被害者の安全な保護体制の充実
- III 被害者の自立の支援
- IV 関係機関の連携と協働
- V 暴力を許さない社会の実現

プランの期間

平成17年（2005）年度から（必要に応じ見直す。）

配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画



4 データで見る男女共同参画の状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

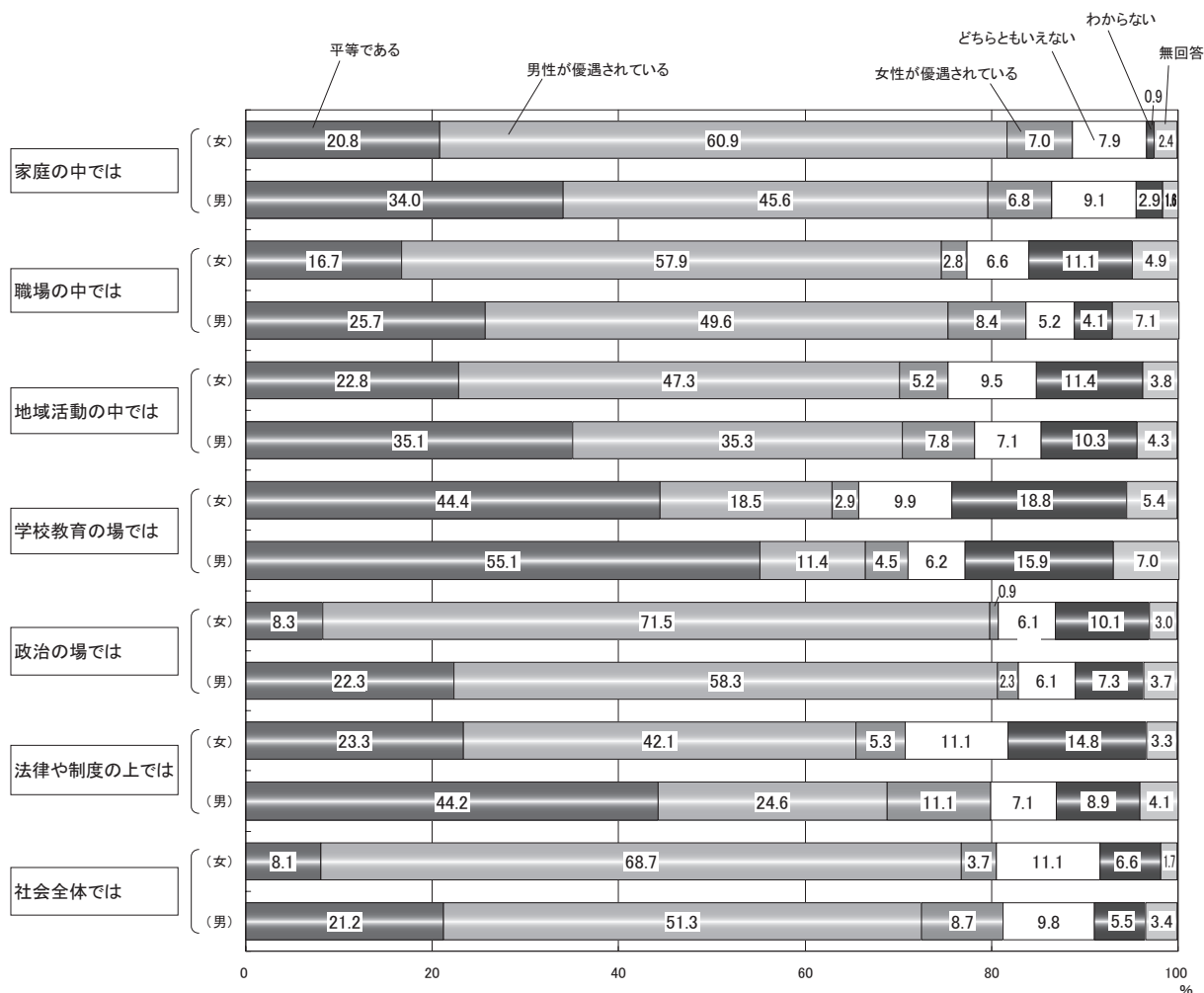
男女共同参画社会は、男女が対等な社会の構成員として、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会である。本県では、県民の人権についての認識度は高まりつつあるものの、一方では性別による固定的な役割分担意識などが残っており、引き続き男女共同参画の必要性について県民の理解と意識啓発を進めていく必要がある。

1 男女の地位の平等感

(分野別)

平成22年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」では、男女の地位が「平等である」と考える人は、男女とも「学校教育の場」で最も多く、「社会全体」で最も少なくなっている。

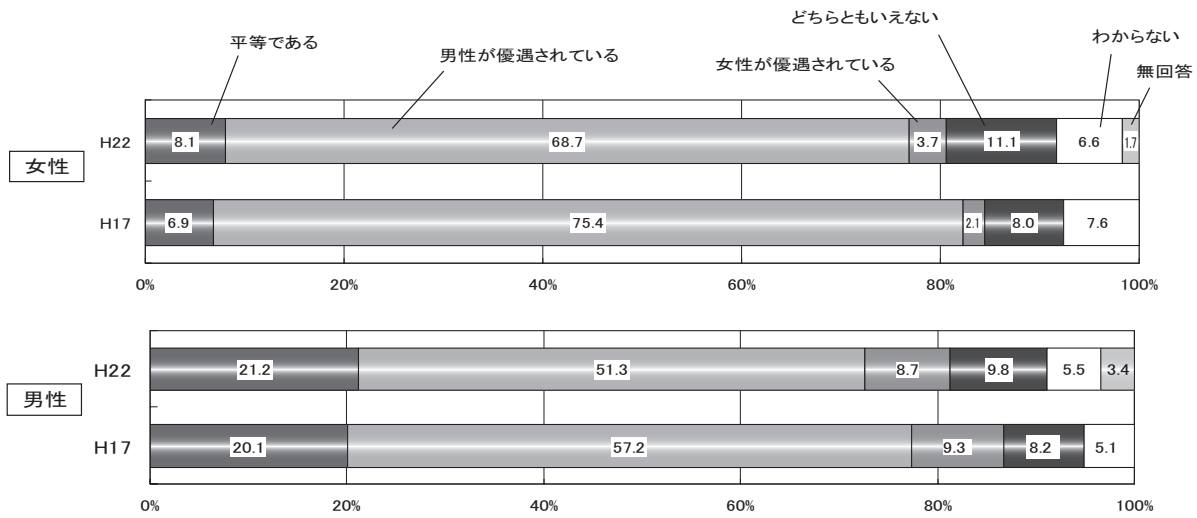
すべての分野で「男性が優遇されている」と考える人が「女性が優遇されている」と考える人より多い。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成22年度)」(男女共同参画課)

(経年比較)

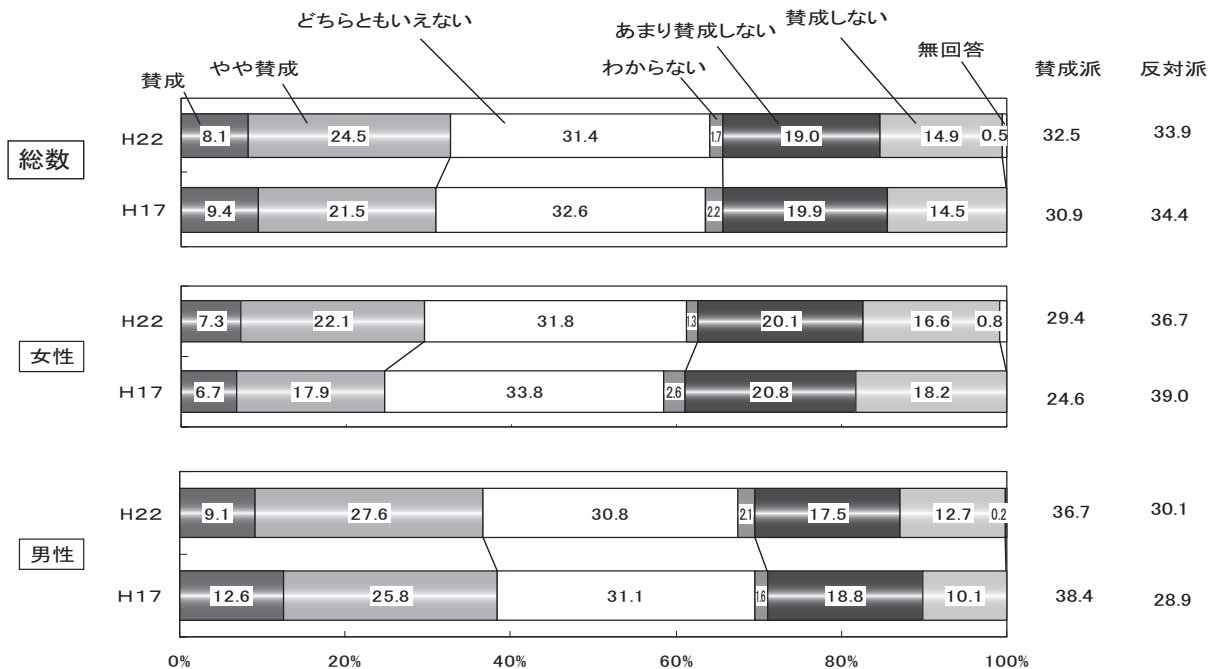
「社会全体」で男女の地位が「平等である」と考える人の割合は男女ともに増加傾向にあるものの、平成17年度と平成22年度の調査を比較した場合、あまり変化は見られない。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成22年度)」(男女共同参画課)

2 「男は仕事、女は家庭」についての考え方(経年比較)

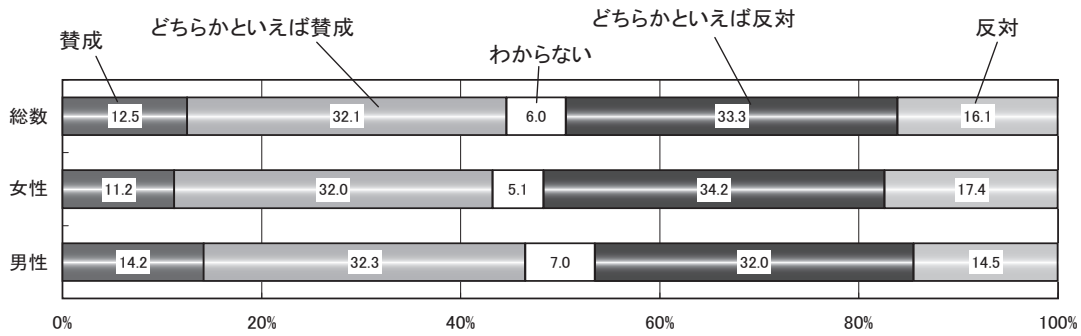
女性は反対派(「賛成しない」と「あまり賛成しない」を合計したもの)が賛成派(「賛成」と「やや賛成」を合計したもの)を上回っているが、男性は賛成派が反対派を上回っている。全体では反対派が賛成派を上回っている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成22年度)」(男女共同参画課)

(参考) 「女性の活躍推進に関する世論調査」(内閣府:平成26年度)

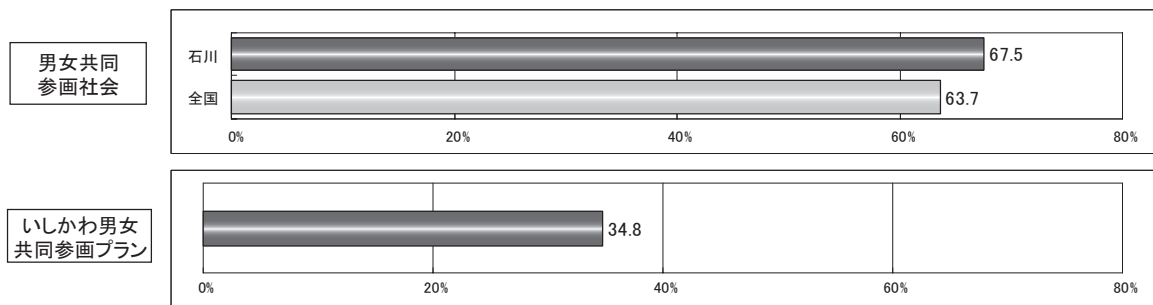
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に



3 「男女共同参画社会」という用語と「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度

「男女共同参画社会」という用語の周知度(「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことがあるが内容までは知らない」を合計したもの)は67.5%となっており、全国の63.7%をやや上回っている。

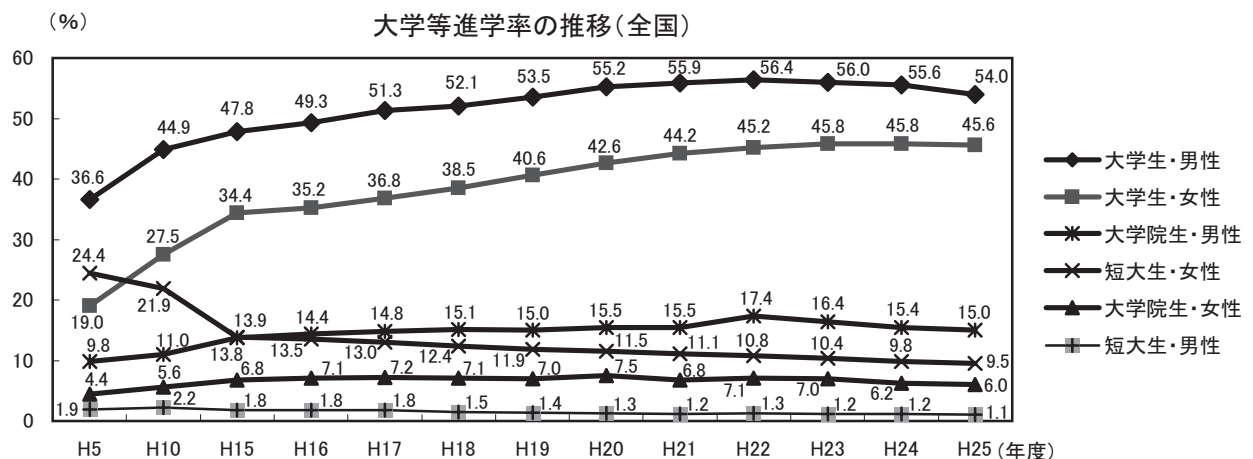
また「いしかわ男女共同参画プラン」(目標年次平成22年度。23年度以降は「いしかわ男女共同参画プラン2011」)の周知度は34.8%となっている。



資料: 石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成22年度)」(男女共同参画課)
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成24年度)」

4 大学進学率の推移(全国)

女性の大学(学部)への進学率は、平成25年度では45.6%であった。短期大学への進学率9.5%を合わせると女性の大学等への進学率は55.1%となり、平成18年度以降50%を上回っている。



資料: 文部科学省「学校基本調査」

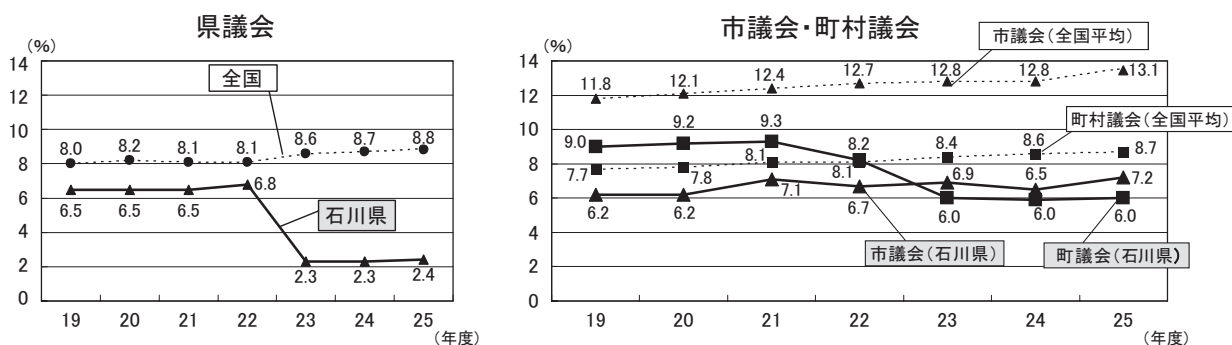
基本目標Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

女性が社会のあらゆる分野において、方針の立案及び決定過程に参画することは、女性自身の能力発揮や地位向上のみならず、暮らしやすさが実感できる社会づくりに資するものと期待される。

現在、方針の立案及び決定過程への女性の参画は徐々に増えつつあることから、この流れをさらに確実なものにしていくために、女性がチャレンジできる社会づくりを推進するとともに、企業や団体、地域等のトップ層に対する意識啓発を図っていくことが重要である。

1 議会の女性議員の割合

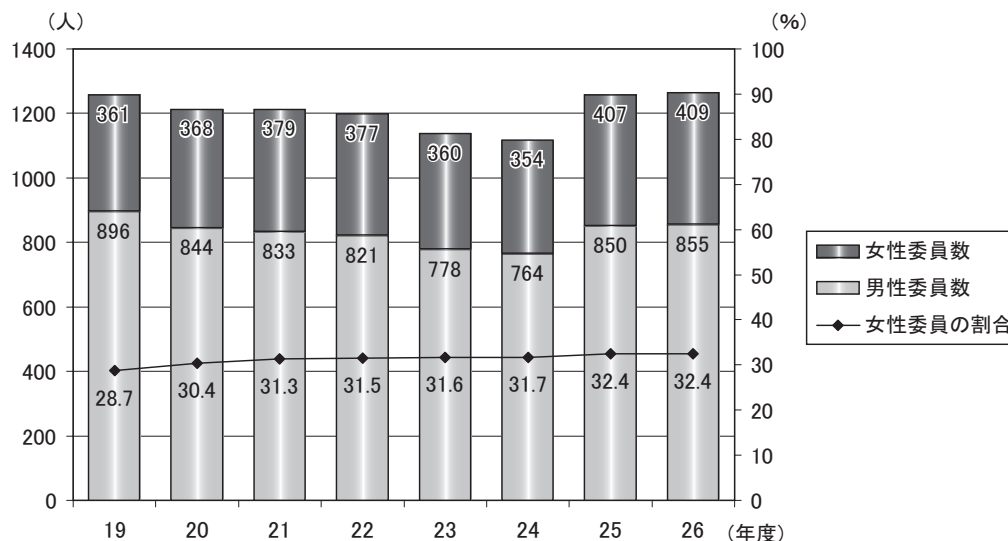
地方議会における女性議員の割合は全国的に増加傾向にあるものの、本県は県・市・町のいずれも全国平均を下回っている。



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」(各年度12月31日現在)

2 石川県各種審議会等への女性の登用状況

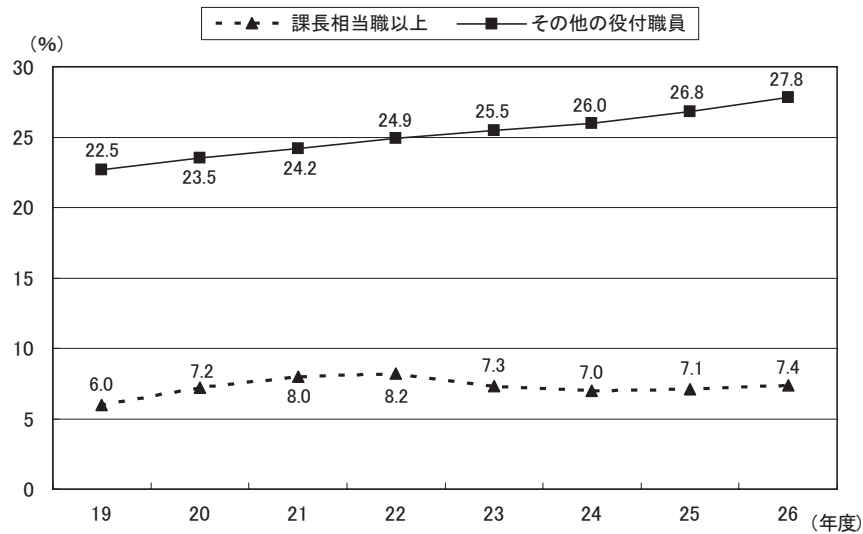
県の審議会等における女性委員の割合は年々増加しており、平成26年は32.4% (409人) となっている。また、平成21年度以降は全ての審議会等において女性委員が登用されている。



資料：男女共同参画課(各年度6月1日現在)

3 県職員の役付・管理職に占める女性の割合

県の知事部局では、将来の管理職につながる「その他の役付職員」（係長～課長補佐）及び「課長相当職以上」に占める女性職員の割合は、いずれも増加傾向にある。



資料: 人事課

4 人間開発に関する指標の国際比較

下表に見えるように、日本は、人間開発指数（HDI）で見れば世界185か国中17位、ジェンダー不平等指数（GII）では152か国中25位である。一方で、男女間の格差を数値化したジェンダー・ギャップ指数（GGI）では136か国中105位と、HDIやGIIの順位に比して著しく低くなっている。我が国は人間開発の達成度では実績を上げているのに対し、政治・経済活動等の分野において意思決定の過程に参画する機会については、諸外国に比べて男女間の格差が大きいと分析される。

人間開発指数(2013年)
HDI(Human Development Index)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.944
2	オーストラリア	0.933
3	スイス	0.917
4	オランダ	0.915
5	米国	0.914
6	ドイツ	0.911
7	ニュージーランド	0.910
8	カナダ	0.902
9	シンガポール	0.901
10	デンマーク	0.900
?		
15	韓国	0.891
	香港	0.891
17	日本	0.890
18	リヒテンシュタイン	0.889

HDIとは、国連開発計画(UNDP)による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識(平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国内総所得(GNI)を用いて算出している。表は185か国中の順位である。

ジェンダー不平等指数(2013年)
GII(Gender Inequality Index)

順位	国名	GII値
1	スロベニア	0.021
2	スイス	0.030
3	ドイツ	0.046
4	スウェーデン	0.054
5	デンマーク	0.056
	オーストラリア	0.056
7	オランダ	0.057
8	イタリア	0.067
9	ノルウェー	0.068
	ベルギー	0.068
?		
23	カナダ	0.136
	キプロス	0.136
25	日本	0.138
26	ポーランド	0.139

GIIとは、国連開発計画(UNDP)による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。
【保健分野】妊産婦死亡率・15～19歳の女性1,000人当たりの出生率
【エンパワーメント】国会議員女性割合・中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)
【労働市場】労働力率(男女別)
表は152か国中の順位である。

ジェンダー・ギャップ指数(2013年)
GGI(Gender Gap Index)

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.873
2	フィンランド	0.842
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.813
5	フィリピン	0.783
6	アイルランド	0.782
7	ニュージーランド	0.780
8	デンマーク	0.778
9	スイス	0.774
10	ニカラグア	0.772
11	ベルギー	0.768
?		
105	日本	0.650
111	韓国	0.635
120	トルコ	0.608

GGIとは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化したものであり、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータに基づいて算出される。0が完全不平等、1が完全平等を意味し、性別による格差を明らかにできる。
【経済分野】労働力率・同じ仕事の賃金の同等性・所得の推計値・管理職に占める比率・専門職に占める比率
【教育分野】識字率・初等、中等、高等教育の各在学率
【保健分野】新生児の男女比率・健康寿命
【政治分野】国会議員に占める比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数
表は136か国中の順位である。

資料: 国連開発計画「人間開発報告書2014」、世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2013」、内閣府「平成26年版男女共同参画白書」

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

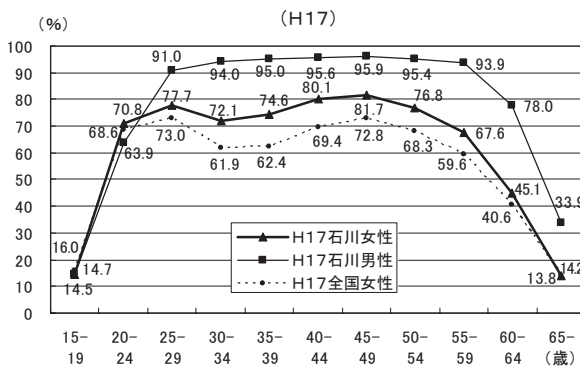
本県においては、女性の就業率が高い状況にあるが、その一方で、家庭における家事、育児、介護等の役割の多くは女性が担っており、職業生活との両立が難しい現状がある。男女それぞれが職業生活と家庭生活の調和を図りながら、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく共に個性や能力を発揮できるよう、環境の整備を行っていく必要がある。

また、すべての人が安全で安心して生活できる地域社会を形成するために、その地域に暮らす人々が、男女の別、そして年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず地域社会に参画できる条件整備を進めていく必要がある。

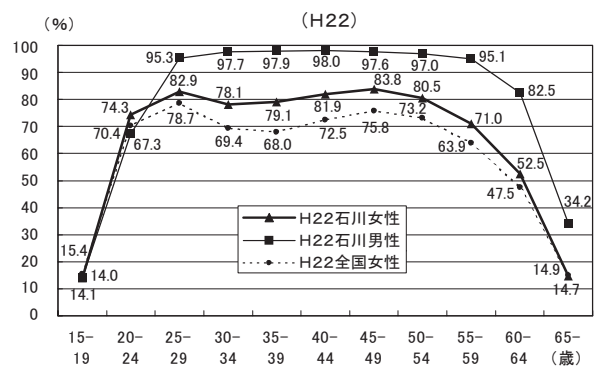
1 女性の就業

年齢階級別労働力率は、男性が20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いている。女性は30歳代を底とするいわゆるM字カーブを描き、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多い。石川県の女性は全国に比べてM字のくぼみは小さい。

年齢階級別労働力率

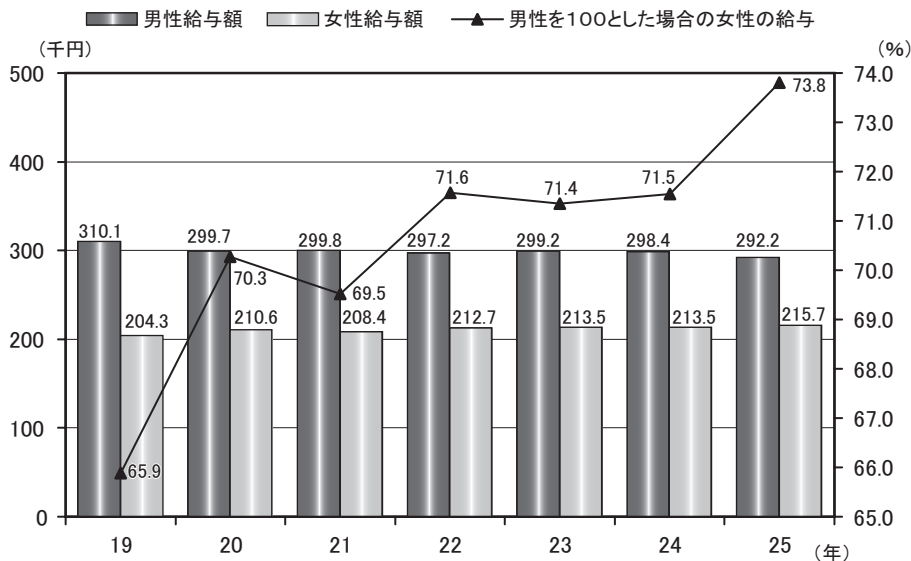


資料：「国勢調査(平成17年)」(総務省)



資料：「国勢調査(平成22年)」(総務省)

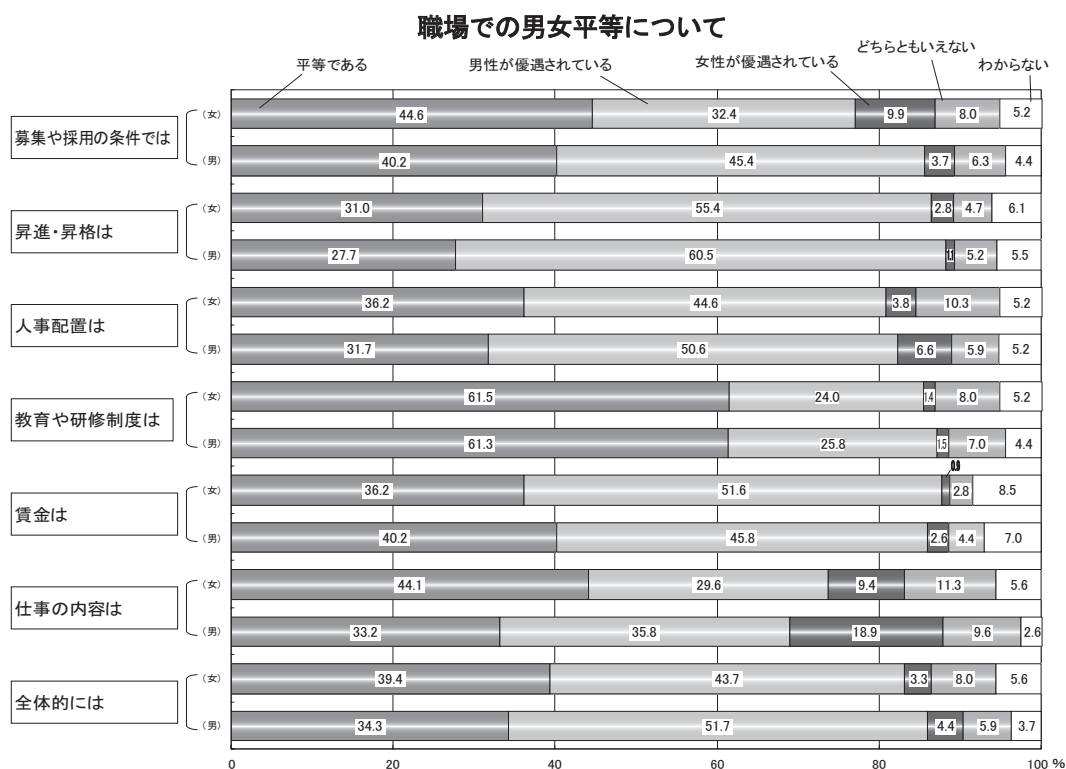
男女の給与格差(石川)



資料：「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)

(1) 職場における平等感

男女共同参画に関する県民意識調査によると、男女とも「平等である」と回答した人が最も多いのは「教育や研修制度」（女性：61.5%、男性：61.3%）、最も少ないのは「昇進・昇格」（女性：31.0%、男性：27.7%）となっている。

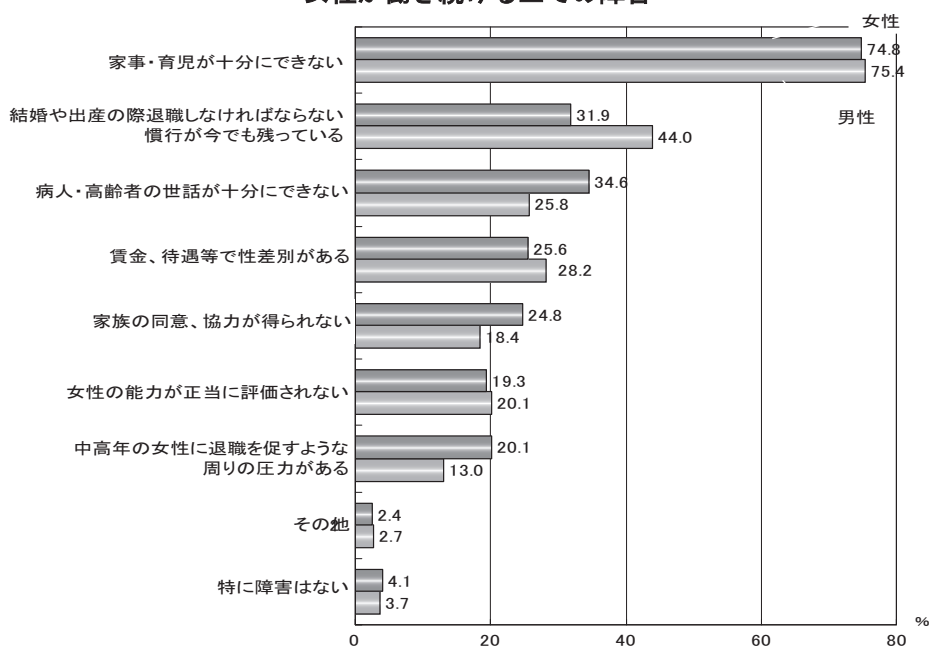


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成22年度）」（男女共同参画課）

(2) 女性が働き続ける上での障害

女性が働き続ける上で障害となっているものとして、男女とも「家事・育児が十分にできない」が最も多く、次いで女性は「病人・高齢者の世話が十分にできない」、男性は「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っている」が多くなっている。

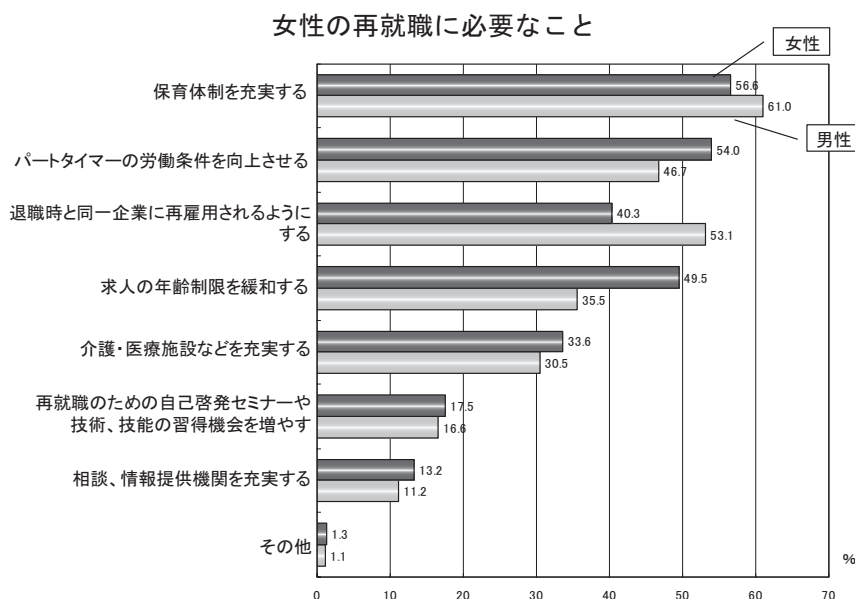
女性が働き続ける上での障害



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成22年度）」（男女共同参画課）

(3) 女性の再就職に必要なこと

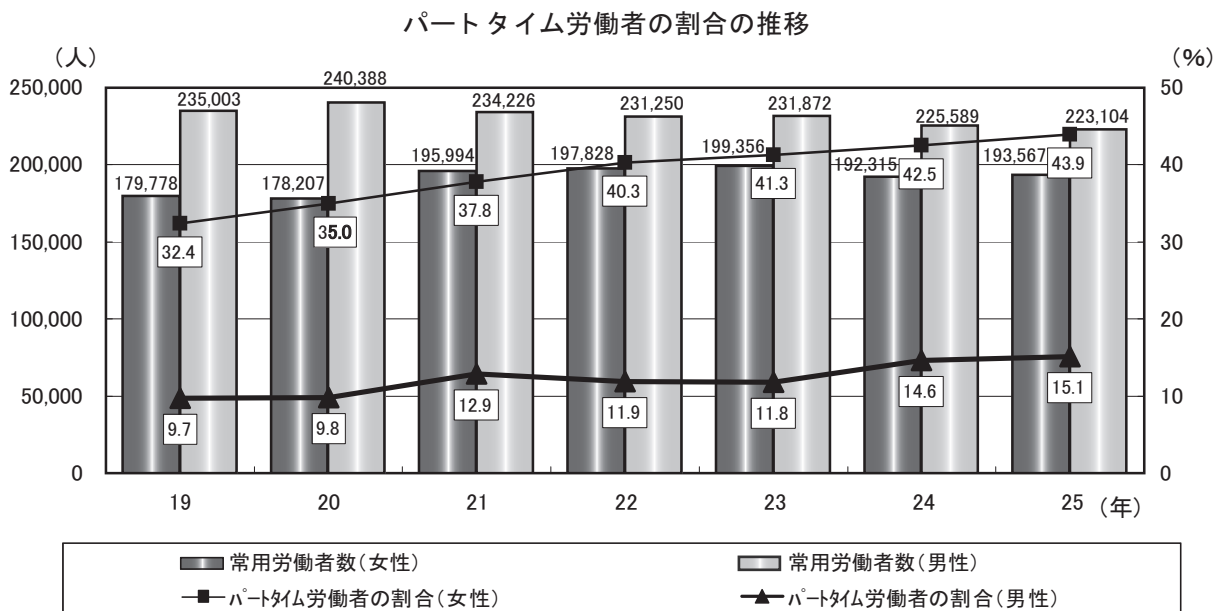
女性の再就職に必要なものとして、男女とも「保育体制を充実する」が最も多く、次いで女性は「パートタイマーの労働条件を向上させる」、男性は「退職時と同一企業に再雇用されるようにする」が多くなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成22年度）」（男女共同参画課）

2 女性パートタイム労働者の割合の推移

女性の常用労働者のうち、パートタイム労働者の割合は40%を超え年々増加し、男性と比較して高い割合で推移している。



資料：「毎月勤労統計調査年報」（石川県統計情報室）

常用労働者：期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。
 日々又は1ヶ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇われた者。
 パートタイム労働者：常用労働者のうち、
 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

3 農林漁業における女性の参画状況

農林漁業における方針決定の場への女性の参画はまだ少ないものの、様々な取組の結果、徐々にではあるが増加している。

また、総合農協(※)の役員数、正組合員数においても、女性の役員等は増加しており、農林漁業分野での更なる女性の参画が期待される。

農林漁業分野の女性の参画（石川県）

（単位：戸・人）

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
家族経営協定締結数	165	181	189	197	207	215	241
起業者	152	155	154	152	161	152	138
認定農業者	74	85	86	89	85	81	81
漁業士	6	8	9	9	9	9	9
農業委員	10	13	13	17	25	25	29

資料：農業政策課（各年度3月31日現在）

総合農協の女性役員等の推移（石川県）

（女性の人数/全体）

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
役員	3/400	3/388	4/383	4/385	8/386	7/387	34/400
正組合員	8,877/ 66,547	8,939/ 65,651	9,140/ 64,834	9,533/ 64,470	10,141/ 64,301	11,393/ 64,561	13,016/ 65,564

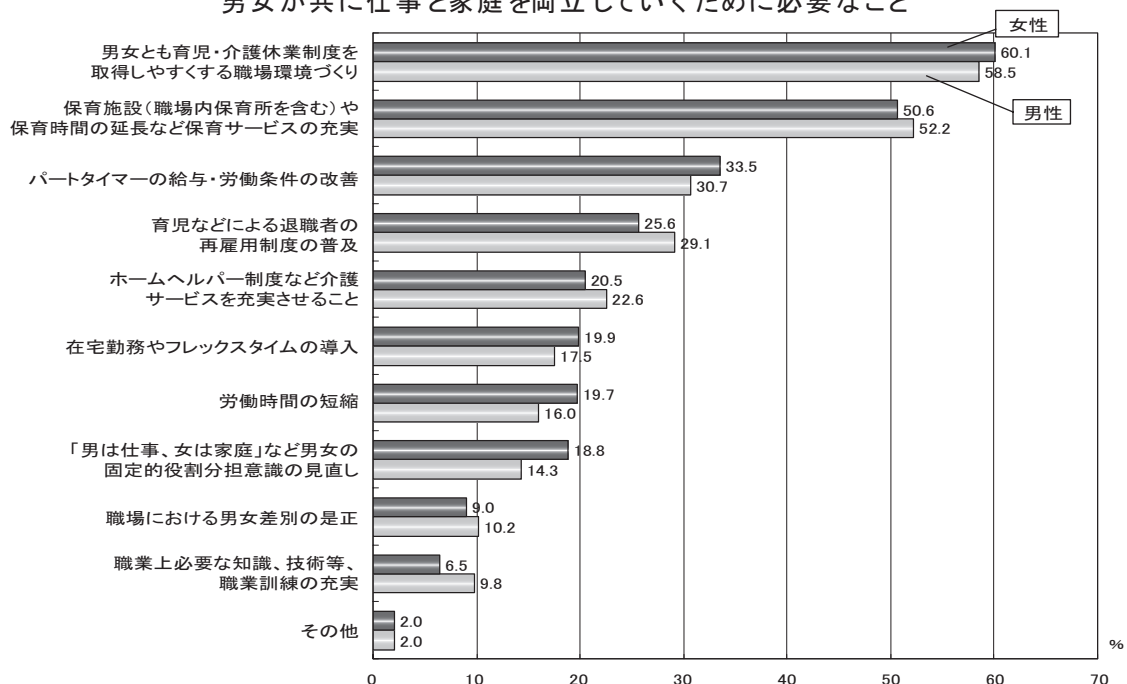
資料：農業政策課（各年度3月31日現在）

※総合農協：農産物の集荷・販売、資材購入、共同利用、営農指導、信用、共済など広範な事業を総合的に行う農協

4 仕事と生活の調和

男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこととして、男女とも「男女とも育児・介護休業制度を取得しやすくする職場環境づくり」が最も多く、次いで「保育施設（職場内保育所を含む）や保育時間の延長など保育サービスの充実（職場内保育所を含む）や保育時間の延長など保育サービスの充実」となっている。

男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成22年度）」（男女共同参画課）

育児・介護休業の取得状況（石川県）

区分		年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
育児休業	女性	取得者（人）	364/453	443/497	438/482	525/603	588/616	576/665	479/555
		取得率（％）	80.4	89.1	90.9	87.1	95.5	86.6	86.3
	男性	取得者（人）	11/1,287	6/1,159	8/1,127	4/1,103	17/1,233	8/1,069	7/1,112
		取得率（％）	0.9	0.5	0.7	0.4	1.4	0.7	0.6
介護休業	女性	取得者（人）	17	27	23	17	31	27	40
	男性	取得者（人）	7	9	4	6	19	6	12

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

※常用労働者10人以上を雇用する県内1,400事務所を対象に調査。回収率50%程度

※「育児休業取得者数」は、当該年度の前年度に「育児休業を開始した人数/出産又は配偶者が出産した人数」を示す。

育児のための所定外労働の免除制度について（石川県：平成25年度）

項目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	533（72.7%）	304（63.1%）	229（91.2%）
子が3歳に達するまで	310（42.3%）	171（35.5%）	139（55.4%）
小学校に入学するまで	197（26.9%）	116（24.1%）	81（32.2%）
小学校に入学した後も利用可能	26（3.5%）	17（3.5%）	9（3.6%）
就業規則等への定めなし	200（27.3%）	178（36.9%）	22（8.8%）
合計	733（100.0%）	482（100.0%）	251（100.0%）

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

育児のための短時間勤務制度について（石川県：平成25年度）

項目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	554（75.6%）	318（66.0%）	236（94.0%）
子が3歳に達するまで	356（48.6%）	196（40.7%）	160（63.7%）
小学校に入学するまで	139（19.0%）	82（17.0%）	57（22.7%）
小学校に入学した後も利用可能	36（4.9%）	18（3.7%）	18（7.2%）
その他	23（3.1%）	22（4.6%）	1（0.4%）
就業規則等への定めなし	179（24.4%）	169（34.0%）	15（6.0%）
合計	733（100.0%）	482（100.0%）	251（100.0%）

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

事業所における介護休業以外の措置状況（石川県）

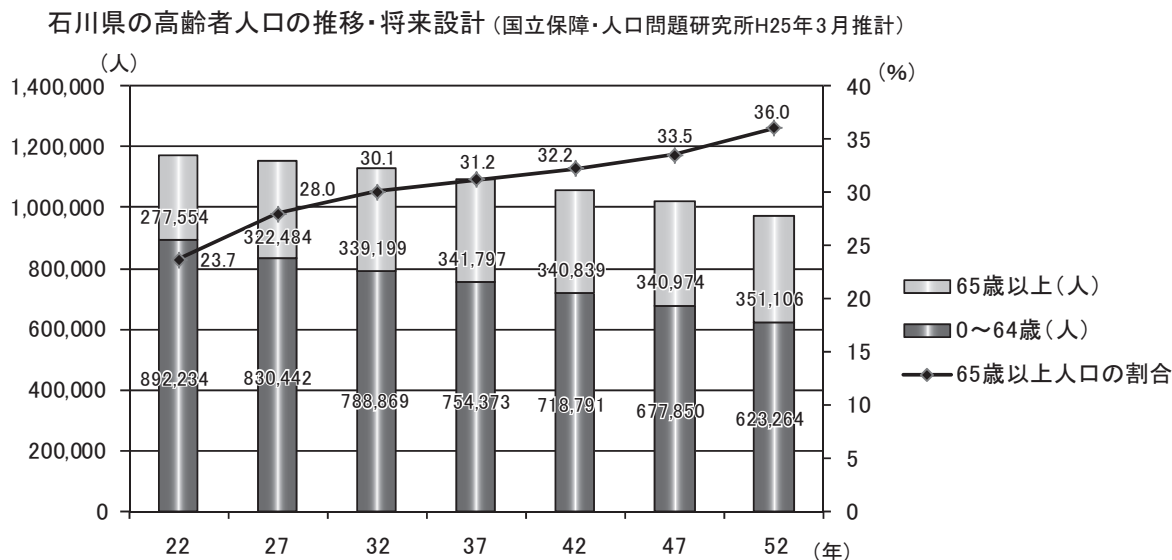
※（ ）内は事業所数

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
1日の所定労働時間の短縮	44.3%（278）	48.2%（317）	50.2%（336）	52.2%（368）	54.9%（424）	55.7%（413）	59.8%（438）
週又は月の所定労働時間の短縮	8.3%（52）	10.7%（70）	10.9%（73）	12.1%（85）	9.8%（76）	9.7%（72）	8.3%（61）
週又は月の所定労働日数の短縮	3.3%（21）	5.3%（35）	3.9%（26）	3.7%（26）	4.1%（32）	3.9%（29）	3.8%（28）
個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める	10.8%（68）	12.5%（82）	11.8%（79）	9.6%（68）	9.5%（73）	8.8%（65）	4.9%（36）
フレックスタイム	5.9%（37）	4.3%（28）	5.1%（34）	6.1%（43）	6.7%（52）	6.5%（48）	4.0%（29）
始業・終業時刻の繰下げ、繰上げ	23.2%（146）	24.8%（163）	26.8%（179）	25.8%（182）	27.1%（209）	28.4%（211）	22.5%（165）
介護サービス費用の助成	1.4%（9）	2.4%（16）	1.9%（13）	1.1%（8）	1.2%（9）	1.6%（12）	1.0%（7）

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

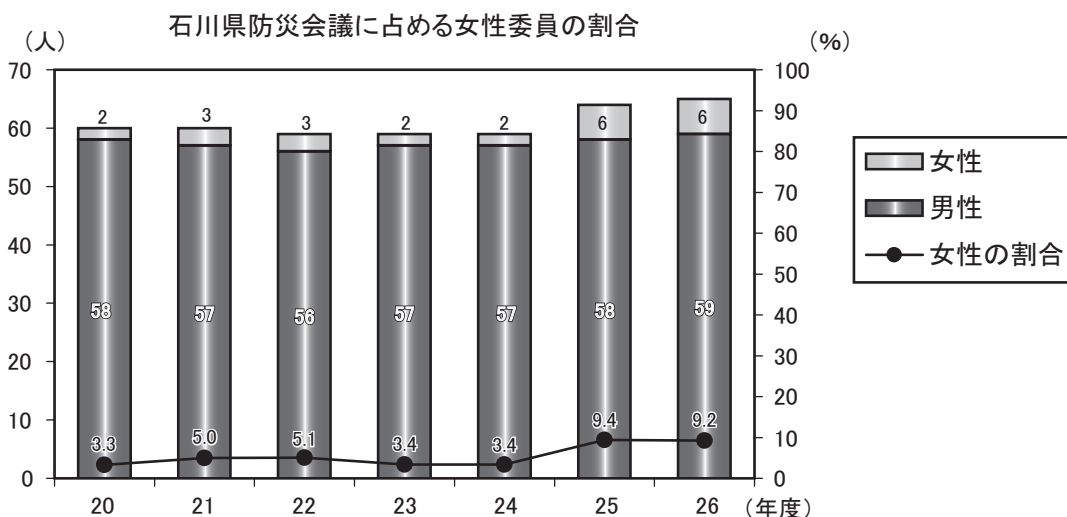
5 高齢社会の到来

本県の65歳以上の高齢者人口は、平成32年には33万人に達し、人口のほぼ3割になると推計されている。女性高齢者に係る問題や、介護を巡る問題など、取り組むべき課題は多い。



6 防災分野における女性の参画状況

東日本大震災では、男女共同参画の視点の不足による様々な問題が指摘された。石川県においても、平成19年の能登半島地震等の経験も踏まえた上で、防災分野への更なる女性の参画が期待される。



※平成26年度からは委員数に知事含む

資料：危機対策課(各年度4月1日現在)

女性消防団員・防災士の人数、女性防火クラブ等の推移(石川県)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25
消防団員(女性/全体)	99/5,294	122/5,286	132/5,317	135/5,329	134/5,339	132/5,344
防災士(女性/全体)	40/641	59/888	89/1,173	110/1,562	180/1,974	317/2,617
女性防火クラブ	クラブ数	252	245	234	229	227
	クラブ員数	10,145	10,110	9,600	8,358	8,139

資料：危機対策課、消防保安課

基本目標Ⅳ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会の実現を阻む要因となっている。こうした問題は、人権意識の高まりの中で顕在化しつつあるが、社会の理解は未だに不十分である。女性に対する暴力は個人的な問題ではなく、男女がおかれている状況等に根ざした構造的な問題であると認識し、その根絶に向けた取組や被害女性への支援の充実を図る必要がある。さらに、女性には男性と異なる健康上配慮すべき面があるため、生涯を通じた健康の支援も必要である。

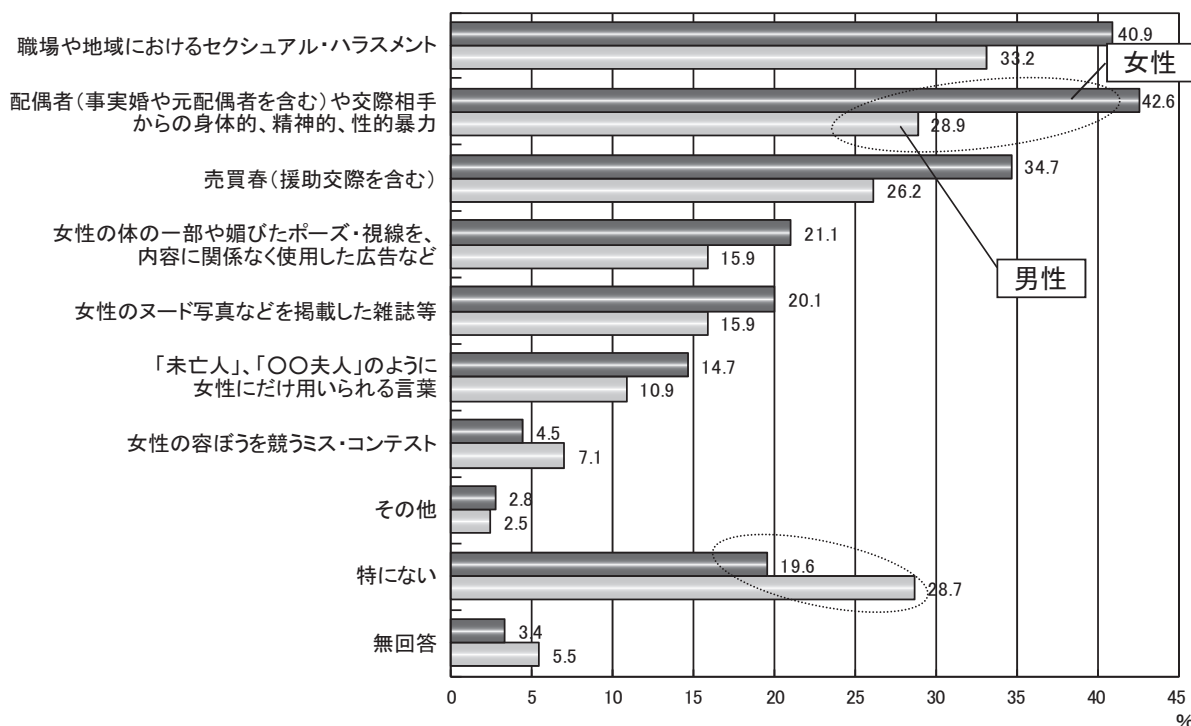
1 女性の人権に関する意識

「女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。」という問いに対しては、女性では「配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や交際相手からの身体的・精神的・性的暴力」が最も多く、男性では「職場や地域におけるセクシュアル・ハラスメント」が最も多い。

男女で比較するとほとんどの項目で女性の比率が男性の比率を上回っており、差が最も大きいのは「配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や交際相手からの身体的・精神的・性的暴力」である。

また、「特にない」という回答も男女の差が大きい。

女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。（複数回答）



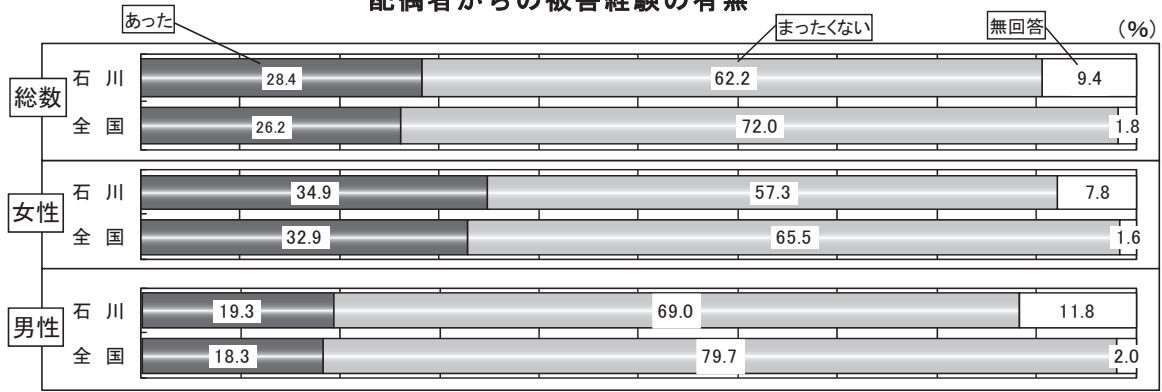
資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成22年度）」（男女共同参画課）

2 配偶者等からの暴力の状況

(1) 配偶者からの被害経験の有無

配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかの被害を受けたことが「あった」（「何度もあった」と「1、2度あった」を合計したもの）と答えた人は、男女ともに全国より若干多くなっている。

配偶者からの被害経験の有無

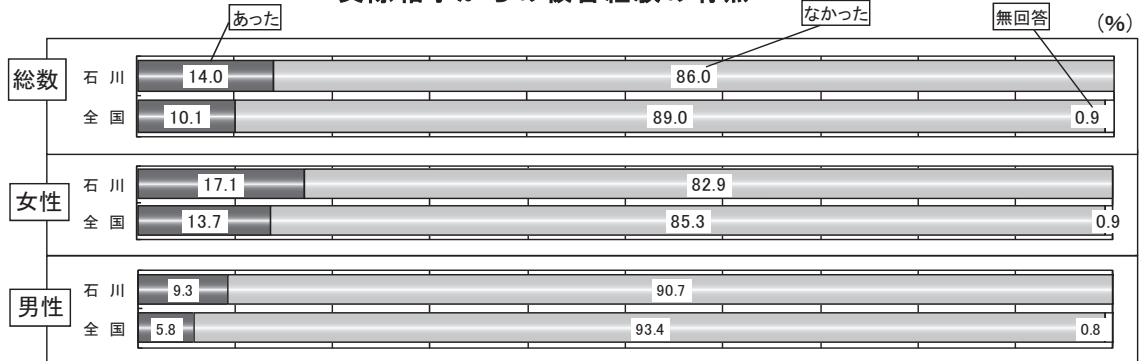


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成22年度)」(男女共同参画課)
内閣府「男女間における暴力に関する調査(平成24年)」

(2) 交際相手からの被害経験の有無

交際相手からの被害経験が「あった」（「何度もあった」「1、2度あった」を合計したもの）と答えた人は全国に比べて、女性は3.4ポイント、男性は3.5ポイント多くなっている。

交際相手からの被害経験の有無



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成22年度)」(男女共同参画課)
内閣府「男女間における暴力に関する調査(平成24年)」

(3) 相談機関・関係者の周知状況

配偶者や恋人の間で、相手から暴力を受けたときに相談できる機関や関係者のうち知っているものは、女性は「警察」が最も多く、次いで「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」、「女性センター」の順となっている。男性は「警察」、「市役所、町役場」、「人権擁護委員」の順となっている。

相談機関・関係者の周知度

	女性 (%)	男性 (%)
警察	78.1	79.0
石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）	35.6	20.1
市役所、町役場	20.5	25.1
福祉事務所、保健所	20.1	16.2
女性センター	23.0	12.1
人権擁護委員	13.4	24.1
こころの健康センター	17.7	10.7
医療関係者	9.4	9.3
民間支援団体	4.4	4.8
その他	1.6	1.8
知っているところはない	9.1	10.3
無回答	3.3	5.9

資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成22年度)」(男女共同参画課)

3 DVに関する相談及び一時保護件数の推移

配偶者暴力相談支援センター(石川県女性相談支援センター及び金沢市女性相談支援室)に寄せられるDVに関する相談件数は、近年増加している。

また、石川県女性相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は、平成20年度以降は50件を超えていたが、平成25年度は過去10年間で最少となった。

DV相談及び一時保護の状況

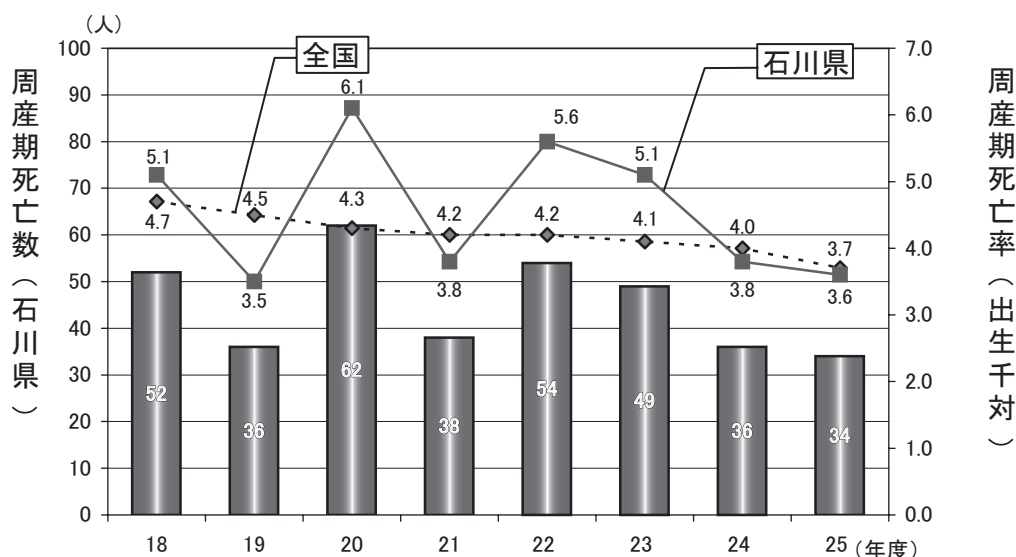
(件)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
相談件数	715	685	846	1,079	1,293	1,388	1,448	1,398	1,760	1,780
一時保護件数	47	51	57	37	53	58	52	54	55	36

資料:男女共同参画課

4 女性の健康への配慮

女性には妊娠、出産など、生涯を通して健康上配慮すべき点がある。そのため、女性が健康状態に応じた的確に自己管理できるように、健康に関する教育や社会の配慮が必要である。



厚生労働省「人口動態統計」

(周産期死亡数は妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の死亡を加えたもの)

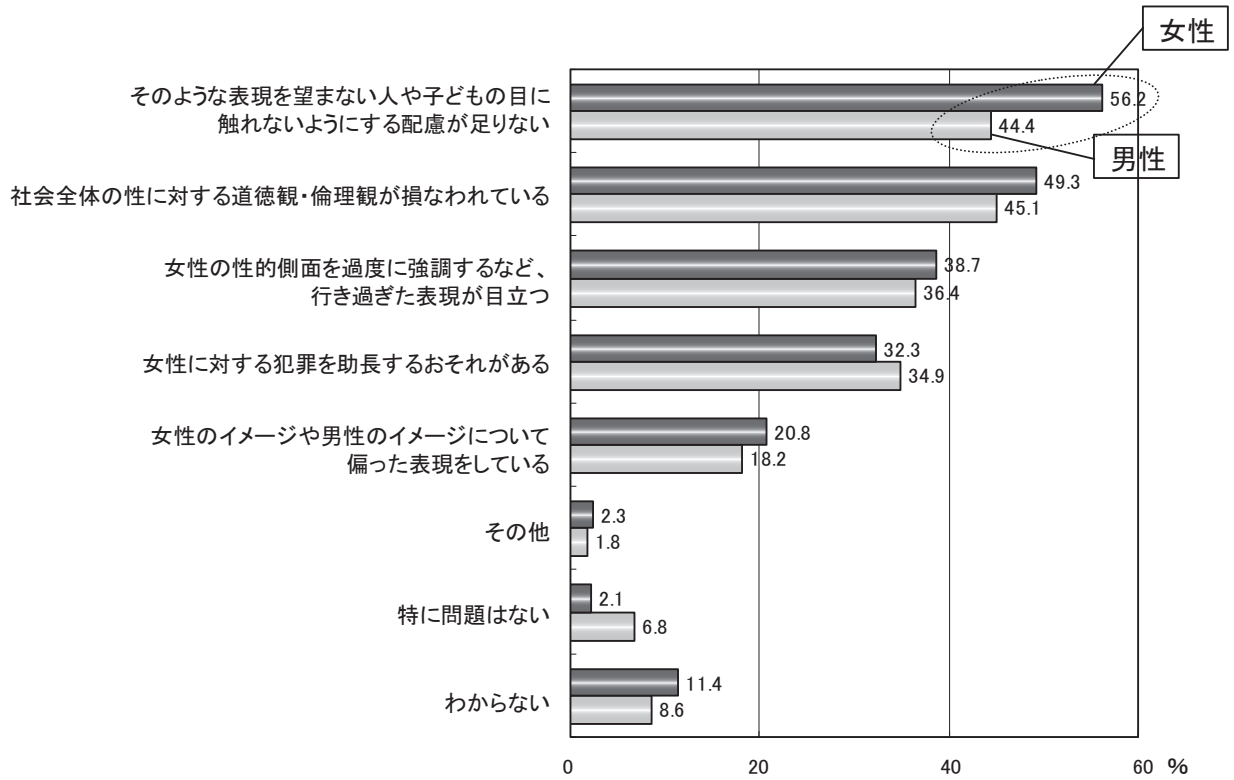
5 メディアにおける女性の人権の尊重

メディアにおける性・暴力表現について、女性では「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」がもっとも多く、次いで「社会全体の性に対する道徳観・倫理観が損なわれている」、「女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」の順となっている。一方男性では「社会全体の性に対する道徳観・倫理観が損なわれている」、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」、「女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」の順となっている。

また「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」は特に男女差が大きく、女性が11.8ポイント多くなっている。

メディアにおける性・暴力表現

〔設問:テレビ、新聞、コンピューターゲームについて、あなたはどのようにお考えですか。(複数回答) 〕

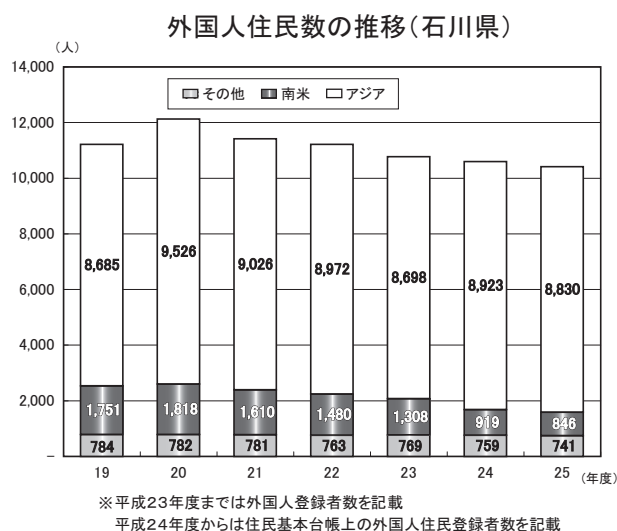


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成22年度）」（男女共同参画課）

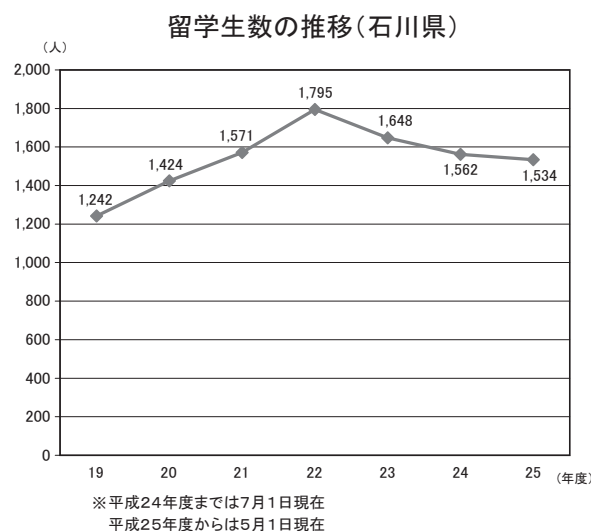
基本目標 V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接に関係するため、国の取組や国際動向の把握に努めるとともに、国際交流の充実を図る中で男女共同参画に関する国際的視点も養うことが重要である。

本県から派遣される海外青年協力隊員の中で女性が占める割合は高い水準を保っている。また、中国江蘇省の女性団体との交流では、平成10年度より交互に派遣・受入を行っている。

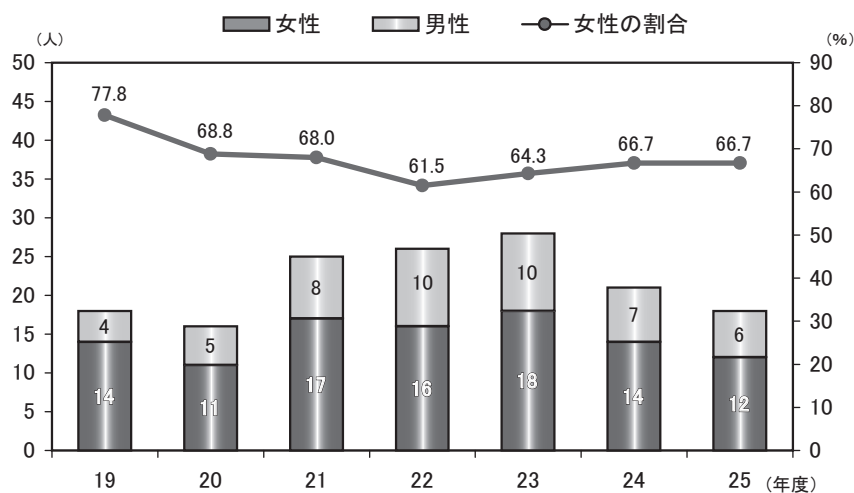


資料: 国際交流課



資料: 国際交流課

青年海外協力隊員の派遣状況(石川県)



資料: 国際交流課

中国江蘇省女性団体との交流状況

平成26年度	受入	6人	・県内女性団体との交流会、県職員との交流会 ・県施設視察 ・知事表敬訪問
平成25年度	派遣	6人	・婦女連合会(江蘇省・南京市・蘇州市)との意見交換・交流 ・婦女幹部学校、江蘇省婦人児童活動センター等視察 ・江蘇省人民対外友好協会会長表敬訪問

資料: 男女共同参画課